

令和8年度保育園・認定こども園保育料基準額表（令和8年3月現在）

1号認定

階層区分		保育料（月額・円）	多子算定
		3～5歳児	
1	生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯	0	【3～5歳児】 年齢制限なし ※図1
2	市民税所得割課税世帯であって、 その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	
3A		48,600円以上 77,101円未満	
3B		77,101円以上	0 【3歳児】 小学3年生まで ※図2 【4～5歳児】 年齢制限なし ※図3

2号・3号認定

階層区分			保育料（月額・円）				多子算定
			3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯		0		0		
2	市民税非課税世帯		0				
3	市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	17,500	17,200	0		【0～5歳児】 年齢制限なし ※図4
4A		48,600円以上 57,700円未満	24,300	23,880			
4B		57,700円以上 65,000円未満	24,300	23,880			
5		65,000円以上 81,000円未満	27,000	26,540			
6		81,000円以上 97,000円未満	30,000	29,490			
7		97,000円以上 121,000円未満	36,000	35,380			
8		121,000円以上 145,000円未満	40,000	39,320			
9		145,000円以上 169,000円未満	44,500	43,740			
10		169,000円以上 213,000円未満	49,500	48,650			
11		213,000円以上 257,000円未満	54,900	53,960			
12		257,000円以上 301,000円未満	61,000	59,960			
13		301,000円以上 397,000円未満	72,000	70,770			
14	397,000円以上	81,460	80,070			【0～3歳児】 就学前まで ※図5	
							【4～5歳児】 年齢制限なし ※図6

※2子目は上記表の半額、3子目以降は無料とする（対象となる子どもは多子算定の欄を参照）

2号・3号認定（ひとり親家庭等）

階層区分		保育料（月額・円）				多子 算定
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）		
		保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間	
2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	市民税所得割課税額 48,600円未満世帯	5,390	5,350			
4	市民税所得割課税額 65,000円未満世帯	7,290	7,250			
5	市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	8,100	8,060			
						【0～5歳児】 年齢制限なし ※図4

※ 2子目以降は無料とする

- ◆市民税の額は、住宅借入金等特別控除や寄付金控除（ふるさと納税等）は適用されません
- ◆4月～8月分は前年度市民税額、9月～3月分は本年度市民税額により決定します
- ◆年度途中で3歳になられても、その年度内は3歳未満の保育料が適用されます
- ◆基本的に父母の市民税の合計額で算定します（別居や事実婚の場合も合算します）

公立園の給食費について



区分	対象者	月額	備考
生活保護世帯	3～5歳児	0円	—
市民税非課税世帯			
市民税所得割課税額 77,101円未満世帯			
市民税所得割課税額 77,101円以上世帯	3歳児	6,150円 <3,070円>	給食費（ごはん代・おかず代・おやつ代）として
	4～5歳児（2号認定）	5,340円 <2,670円>	給食費（学校給食と長期休業期間中のおかず代等）として
	4～5歳児（1号認定）	2,300円 <1,150円>	学校給食費として

※2子目は上記表の<>内の金額、3子目以降は無料とする（対象となる子どもは保育料多子算定の欄を参照）

◆私立園の給食費については、各施設にお問い合わせください

裏面あり